

## 佐倉市におけるこれからの学校のあり方懇話会設置要綱

## (設置)

第1条 持続的で魅力ある学校教育の実現に向けて、今後の児童生徒数の推移や今日的な教育課題等を踏まえつつ、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成するための望ましい学校のあり方に係る基本的な考え方を示す、(仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針の策定に資するため、佐倉市におけるこれからの学校のあり方懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は、佐倉市教育委員会の求めに応じて、専門的かつ幅広い視点から、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 児童生徒数の減少に伴う影響への対応に関すること。
- (2) 時代の変化に対応した最適な指導・学習に関すること。
- (3) 多様な教育ニーズへの対応に関すること。
- (4) これからの学校と地域の関わり方に関すること。
- (5) 将来を見据えた学校施設の整備に関すること。
- (6) その他、これからの学校のあり方を検討するに当たって必要となる事項に関すること。

## (組織)

第3条 懇話会は、6人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから佐倉市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 佐倉市校長会が推薦する者
- (3) 公募による市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、佐倉市教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、佐倉市教育委員会が別に定める。

附 則 (令和6年4月30日決裁佐教総第71号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。